

資料2-1

「確保方策」について

平成26年9月1日
千葉市こども未来局

1. 「確保方策」とは①

- 市町村は、国の「基本指針」に即した「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度の5か年計画)を策定し、これに基づいて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(以下「地域事業」)を実施する。

【教育・保育】

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

【地域事業】

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| ⑤養育支援訪問事業
(要保護児童等の支援に資する事業) | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体の参入促進事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

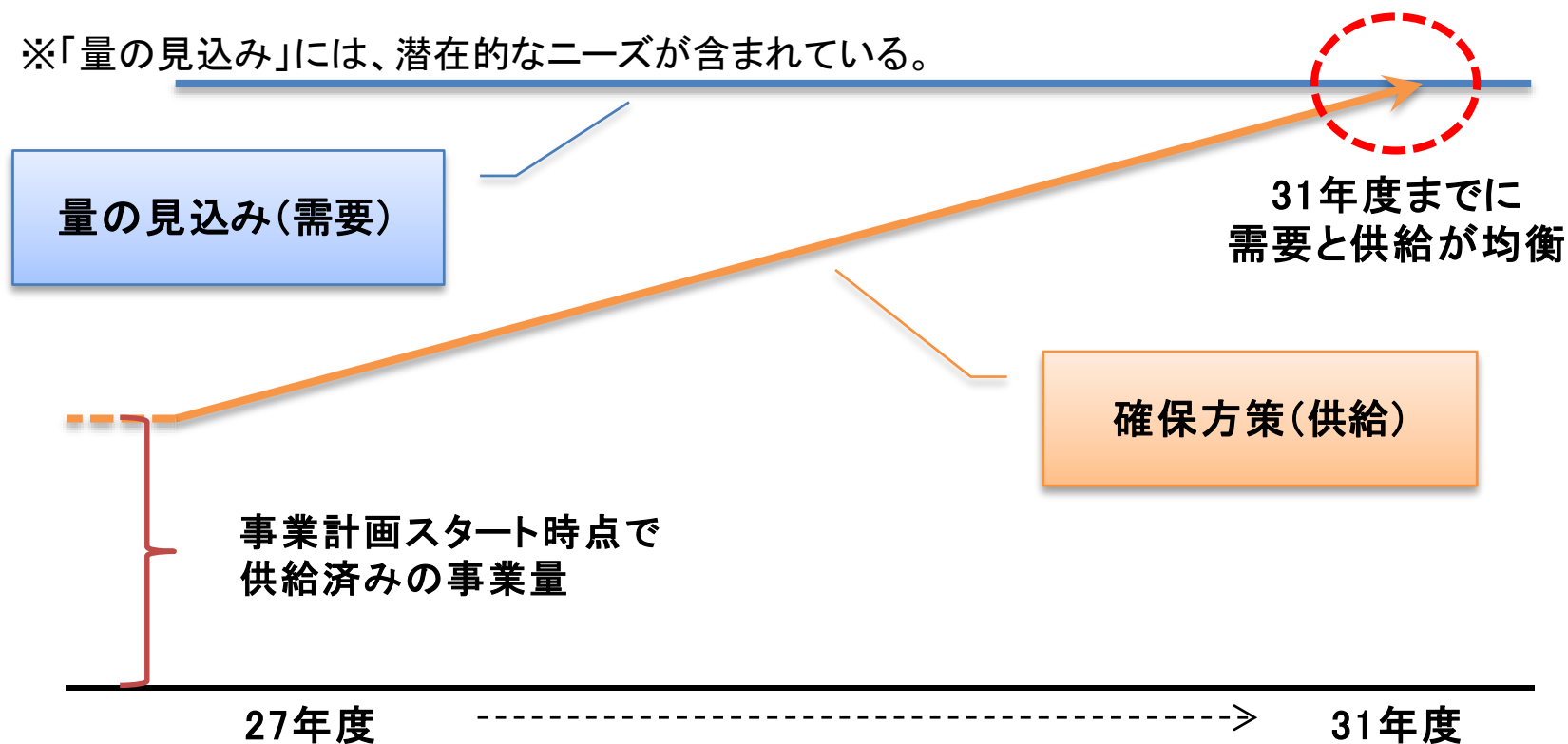
1. 「確保方策」とは②

- 事業計画においては、行政区ごとに、教育・保育及び地域事業の「量の見込み」(=どのくらいの需要があるか)を設定し、それに対応する「確保方策」(=いつ・どのくらい供給するか)を定める必要がある。
- 先般設定した「量の見込み」(潜在ニーズを含めた需要)が現状の供給量を上回っている場合は、計画期間中(31年度まで)に、「量の見込み」に対応した「確保方策」(供給)を講じ、需要と供給をバランスさせていく必要がある。
- 児童数や施設・事業の整備・提供状況を勘案し、計画期間の中間年度である29年度に、必要に応じて「量の見込み」及び「確保方策」等の見直しを行う。

1. 「確保方策」とは③

【「量の見込み」と「確保方策」のイメージ】

※「量の見込み」には、潜在的なニーズが含まれている。



2. 「確保方策」検討の視点

- ① 3歳未満児、特に0歳児の保育ニーズにどのように応えていくか。【教育・保育】
- ② 認定こども園の普及、私立幼稚園・民間保育園からの移行を、どのように進めていくか。【教育・保育】
- ③ 地域型保育事業（小規模保育事業等）の整備をどのように進めていくか。【教育・保育】
- ④ 教育・保育や地域事業の「質」を、どのように維持・向上していくか。【教育・保育、地域事業】
- ⑤ 特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育や地域事業の提供を、どのように図っていくか。【教育・保育、地域事業】
- ⑥ 今後見込まれる児童数の減少にどのように対応していくか。【教育・保育、地域事業】

3. 「確保方策」のイメージ

教育・保育 …… 資料2-2のとおり

地域事業 …… 資料2-3のとおり